

## 災害時等における協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社人材開発センター（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲に水害又はその他の災害等が発生した場合の、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙の協力内容は、次の各号に掲げる範囲のものとする。

- （1）乙敷地内の共用実習棟（旧体育館）を避難所として活用すること
- （2）乙周辺の市民に対する飲料水及び生活用水の供給
- （3）自衛隊、東京消防庁、警視庁及びその他市が指定する機関等が離着陸するヘリポートとして活用すること

### （協力の要請）

第3条 甲は、乙の協力を必要とするときは、書面をもって通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

### （要請の手続）

第4条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

### （協力）

第5条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、可能な限り協力をおこなうものとする。

### （費用）

第6条 乙の協力を掛かる費用は原則無償とする。但し、甲の責任に帰する施設の破損等が発生した場合は甲が実費を負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成30年7月1日から平成31年6月30日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とで協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書を二通作成し、双方記名押印のうえ、各々その一通を保有する。

平成30年7月1日

甲 東京都多摩市関戸6丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都日野市百草460番地  
東京電力パワーグリッド株式会社  
人材開発センター  
代表者 所長 小川 洋平